

○農福連携事業について

1 事業の目的

農業分野における障がい者等の就労を促進することにより、農業における人手不足解消と障がい者等の就労先や職種の拡大など就労機会の確保を図ることを目的とする。

2 これまでの取り組み状況

○ネットワーク会議の開催

農福連携事業推進のため、農業者、障がい福祉事業所、農業支援機関及び行政で構成するネットワーク会議を設立。

①第 1 回ネットワーク会議（3 月 30 日）

昨年度における試行結果の検証と今年度の事業実施に向けた協議。

②第 2 回ネットワーク会議（9 月 15 日）

今年度の事業実施結果の検証と今後の取り組みについて協議。

○農業実習の実施

実施日	作業内容	延べ参加人数
4 月 12 日	農作業説明会（事業所指導員対象）	4 名
4 月 22 日	ピーマンの定植作業	2 名
5 月 24 日	田植え終了後の苗箱の洗浄	1 名
5 月 25 日～27 日、 30 日～31 日	ピーマンの誘引ひも結び	22 名
6 月 6 日、10 日	トマトの定植作業	12 名
6 月 23 日～24 日、 27 日	ブルーベリー畑の除草作業	7 名
7 月 25 日	ブルーベリー畑の除草作業	2 名
7 月 25 日	ブルーベリーの収穫	2 名
＜合計＞		52 名

*9 月にトマト等の収穫作業を予定

3 今後の予定

○シンポジウムの開催（12 月予定）

農福連携事業の普及啓発のため、本市の取り組み事例や先進事例を紹介するシンポジウムを開催。

○ネットワーク会議の開催（H29 年 2 月予定）

今年度における事業の総括と来年度に向けた事業のあり方を協議。

○障がい者地域活動支援センター事業について

1 事業の概要

在宅の障がい者に対して、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進等の便宜を図ることにより、障がい者の地域生活支援の促進を目的として実施。

2 事業の形態と要件

①基礎的事業（地域活動センターⅣ型）

事業形態	事業の概要・要件等	職員配置	利用者数等
地域活動センターⅣ型（基礎的事業）	・利用者に対し創作的活動、生産活動の機会を提供	2名以上で、うち1名は専任者	—

②機能強化事業

基礎的事業の機能・体制を強化するものとして実施

事業形態	事業の概要・要件等	職員配置	利用者数等
地域活動センターⅠ型	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置（精神保健福祉士等）の配置 ・医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整 ・地域住民ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等 ・相談支援事業の併用実施又は受託が要件 	基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち2名以上が常勤であること	1日あたりの実利用人数がおおむね20名以上
地域活動支援センターⅡ型	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの実施 	基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち1名以上が常勤であること	1日あたりの実利用人数がおおむね15名以上
地域活動支援センターⅢ型	<ul style="list-style-type: none"> ・通所による援護事業の実績がおおむね5年以上であり、安定的な運営が図られていること。 ・自立支援給付に基づく事業所との併設による実施 	基礎的事業による職員のうち1名以上が常勤であること	1日あたりの実利用人数がおおむね10名以上

* 基礎的事業の財源は交付税により措置

* Ⅰ～Ⅲ型事業については国庫補助あり

（国庫補助加算標準額～Ⅰ型600万円、Ⅱ型300万円、Ⅲ型150万円）

3 本市におけるセンターの現状

- ①センターの設置箇所 1箇所
- ②運営法人 ～ NPO 法人工房恵庭運営委員会
- ③運営形態 ～ 基礎的事業を実施（Ⅳ型）

4 プロポーザルによる選考

- ①現法人による運営が3カ年目を迎えることから、来年度からの事業実施についてプロポーザルにより運営事業者を選定する。
- ②本事業に係る利用者人数の直近3カ年の平均が7.76人であることから、Ⅲ型及びⅣ型事業として募集することとする。

5 主な予定

- ・ 9月 5日 ホームページによる募集要項の公表及び応募受付開始、質問書受付
- ・ 9月 9日 質問書受付締め切り
- ・ 9月16日 質問に対する回答
- ・ 9月23日 参加申込期限
- ・10月 5日 企画提案者の選定、企画提案書・参考見積書の提出要請
- ・10月25日 企画提案書・参考見積書の提出期限
- ・11月上旬 運営事業者選定委員会による最優秀提案者の選定、審査結果通知

市民スキー場の整備について

1 はじめに

近年、市民スキー場のリフト設備の経年劣化（昭和48年設置）が顕著となり、施設運営における安全性の確保が課題となっている。

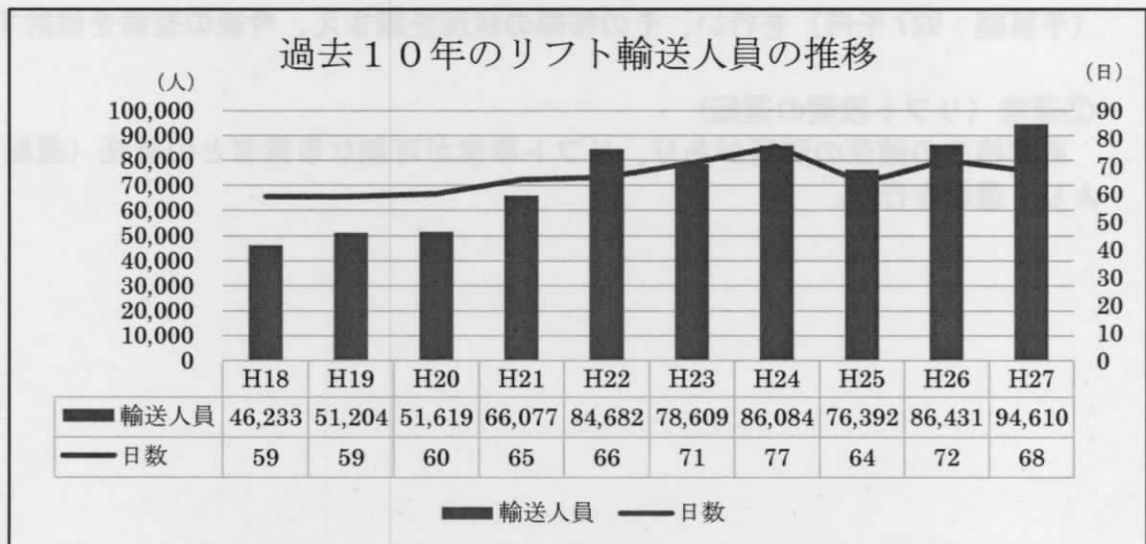
恵庭市の冬季スポーツの普及・振興において、市内外からの一般利用のほか、団体による事業展開など、市民スキー場の果たす役割は非常に重要なものであり、冬季スポーツの普及推進の拠点施設として、利用者の安全確保及び利便性の向上にむけた設備等の整備を行う。

2 現状と課題

①現状

- ・現在のリフト施設は昭和48年に民間事業者が設置。（設置後42年経過）
- ・リフト施設及びその他ナイター設備や圧雪車などゲレンデ造成等の機器の所有が民間事業者であったが、今年度、恵庭市に無償譲渡を行われた。
- ・利用者数は増加傾向にある。（開設日数により年度間の増減あり。）

《利用状況》



②課題

- ・リフト設備等の老朽化による安全面の確保及び維持管理費の負担増
- ・利用者の確保

3 検討の経過

平成28年5月に市民スキー場の管理運営委託先であり、同スキー場のリフト設備所有者である民間事業者より、同設備の老朽化にともない、安全性が確保されないため、運

営を継続することができないとの意向を受け、索道メーカーによる点検、運輸局や北海道索道協会への運営体制の調査を行い、スキー場運営（リフト事業）の継続に向けた協議を行った。

協議の結果、運営を継続するにあたって、リフト設備の無償譲渡を受け、市が所有者となることで、事故対応のほか、老朽化による修繕なども市が行うこととした。

- ・ 譲渡締結日 平成28年8月25日
- ・ 譲渡内容 無償譲渡
- ・ 譲渡資産 リフト設備、ナイター設備、圧雪車、その他管理棟

4 今後の整備及び運営

豊かな社会生活を送るための基本となる健康づくりには、四季を通してスポーツを行い体力の保持増進を図ることが重要です。しかし、本市においては冬期間にはスポーツ活動が制限され、運動量が減少することが課題となっています。このため、冬期間にできるスポーツとしてスキーが行われてきました。

また、学校教育においても、体力の向上だけでなく、家族や仲間とともにスポーツに親しみ、子どもたちの健やかな心身を育てる活動として、雪国の特性を生かしたスポーツとしてスキー授業が行われてきました。

このため、冬期間における市民の生涯スポーツや競技者の育成・強化及び学校教育を推進する観点から、市としてスキー場を整備し、利用増進を図ることが必要となります。

①整備

平成28年度は、スキー場の安全性を確保するため、シーズン前に支柱基礎等の修繕（予算額：927千円）を行い、その修繕の状況を踏まえ、今後の整備を検討する。

②運営（リフト設備の運転）

有資格者の確保の問題があり、リフト事業が可能な事業者との委託（運転管理）により、運転を行う。

医療費助成高額療養費未請求事件返還金請求訴訟における和解成立について

1. 事件概要

恵庭市重度心身障害者医療費助成の受給者であった故人（男性）に対する高額療養費返還金請求を実施していなかったことが判明。判明後、故人の妻と面会し、事務手続きの遅れを陳謝するとともに保険者へ的高額療養費支給申請書（本市の代理受領用）への署名捺印を受けた後、保険者へ請求したところ、医療費助成受給期間中に保険者が変更しており、変更後の保険者から既に故人側に高額療養費が支給されていたことが判明した。医療費助成受給期間中において保険者等が変更となった場合、市への変更手続きをお願いしているが、故人から生前中の変更手続きは行なわれていなかった。

- 保険者から故人に高額療養費が支給されていた期間：
平成21年6月から平成22年4月診療分（恵庭市医療費助成受給期間と重複）
- 保険者から故人に支給された高額療養費総額：1,436,493円

保険者から故人に高額療養費が支給されていることが判明後、故人の妻に返還をお願いしてきたところですが、一貫して支払いを拒否し返還に応じる状況になく、膠着状況が続いていた。

2. 高額療養費返還に向けた司法措置

【支払督促】

故人の遺産相続人であり今回の債務者となった妻・長女・長男に対する支払督促申立書を、札幌簡易裁判所に提出。裁判所による記載内容等の審査後、平成27年9月19日裁判所より債務者に支払督促申立書が送達された。

同年9月30日、債務者より異議の申立てがあったことから、訴訟手続きへ移行となった。

【訴訟】

<札幌簡易裁判所> → <札幌地方裁判所へ移送>

【札幌地方裁判所】

- 第1回会議（平成28年3月16日）～第7回会議（平成28年9月8日）※和解成立
<被告からの和解条件>（平成28年8月9日：裁判所及び原告に連絡）

- 平成29年6月まで：月25,000円（妻12,500円、長女6,250円、長男6,250円）
- 平成29年7月より：月40,000円（妻20,000円、長女10,000円、長男10,000円）

【和解条項】

1. 分割納付額は上記のとおり、分割納付開始時期は平成28年10月となった。
2. 分割納付額の支払いを怠った場合は、その金額が妻40,000円、長女及び長男がそれぞれ20,000円に達した場合には期限の利益を失い、返還金の一括納付及び遅延損害金を支払うこととなる。
3. 分割納付を期限の利益を喪失することなく完了した場合には、遅延損害金を免除し返還金元金のみが返還額となる。

和解条項に基づく高額療養費返還金分割納付表

【分割納付返還金】

納付期間	妻	長女	長男	月別小計	総返還額	返還回数
H28. 10-H29. 6	12,500	6,250	6,250	25,000	225,000	9
H29. 7-H31. 12	20,000	10,000	10,000	40,000	1,200,000	30
H32. 1	5,746	2,873	2,873	11,492	11,492	1
合計	718,246	359,123	359,123		1,436,492	40

【遅延損害金】

納付期間	妻	長女	長男	月別小計	総返還額	返還回数
H32. 1	14,254	7,127	7,127	28,508	28,508	1
H32. 2	20,000	10,000	10,000	40,000	40,000	1
H32. 3	17,358	8,679	8,679	34,716	34,716	1
合計	51,612	25,806	25,806		103,224	3

※遅延損害金は期限の利益を喪失することなく完了した場合、免除

【返還金+遅延損害金】

	妻	長女	長男	月別小計	総返還額	返還回数
総計	769,858	384,929	384,929		1,539,716	42

子育て支援センター活動拠点(島松会場)の移転について

1. 会場移転に至った経緯

上記活動拠点については、民間事業者からの会場借り上げにより、平成 22 年度より事業を行っているところですが、今年度に入り、利用者の駐車場として活用していた近隣市有地の売却が現実化（売却は白紙となり、現在売却公募中）する問題があったことから、新年度からの島松公民館への移転を検討していたところ、本年 9 月に入り、当該物件について、建築手続における届出書類の不備がある建物であることが判明しました。

このことから、今後の駐車場の確保の問題、及び公の事業を行う場所としての継続利用の可否等を総合的に勘案し、平成 28 年 9 月末をもって市有地の借用及び建物の賃貸借契約を終了し、10 月より島松公民館へ会場を移転して事業を実施することしました。

2. 会場移転先

島松公民館（恵庭市島松本町 3 丁目 12-20）1 階 多目的交流室・・・裏面

※現在は、「島松子どもの集う場所」の「子どもひろば」として利用。「子どもひろば」は、集会室等の活用により同公民館で継続運営。

3. 移転後の事業開始日時

平成 28 年 10 月 4 日（火）13 時～

※10 月 1 日（土）、2 日（日）・・・通常開設なし

10 月 3 日（月）・・・移転準備

10 月 4 日（火）午前・・・のびのびパーク開催により、会場でのひろば開設なし

4. その他

・事業内容は、これまでと同様とします。

・イベントや行事の場合は、必要に応じて他の会議室等の利用により対応します。

